

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	ひとり親家庭等医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、ひとり親家庭等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

### 特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。  
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)  
「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号)  
「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号)  
「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)

## 評価実施機関名

長岡市長

## 公表日

令和6年6月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務
②事務の概要	長岡市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づき、受給者証の交付申請等、各種届出の受理を行う。
③システムの名称	1 ひとり親医療(県単)システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 ひとり親家庭等医療費助成台帳ファイル 2 ひとり親家庭等医療費助成世帯員ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一の37の項・主務省令①第29条 長岡市個人番号の利用等に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 福祉課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2319

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	IVリスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署		新様式への変更に伴う所属長の役職名の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	「条例」……………長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」……………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「法令上の根拠」……………条例別表第1第4の項	「法令上の根拠」……………番号法別表第一の37の項 ・主務省令①第29条	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「②法令上の根拠」……………番号法第19条第8号	「②法令上の根拠」……………番号法第19条第8号及び9号	事前	重要な変更にあたらない項目
令和6年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「法令上の根拠」……………番号法別表第一の37の項 ・主務省令①第29条	「法令上の根拠」……………番号法別表第一の37の項 ・主務省令①第29条・長岡市個人番号利用等に関する条例	事前	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目